

離島から進学する学生の教育ローン保証料を低減 ～離島地域における人材の育成を金融面から支援～

沖縄振興開発金融公庫（理事長：川上好久、以下「沖縄公庫」）は、沖縄離島居住者の経済的負担を軽減すべく、「国の教育ローン」の融資条件を緩和・優遇する教育離島特例制度を平成22年度より措置しています。

この度、沖縄公庫は、「国の教育ローン」の保証機関である（公財）教育資金融資保証基金（理事長：大和田桂則、以下「保証基金」）に対し、教育離島特例制度を適用する場合の保証料を、所定の額の3分の2の額に低減するよう要請を行い、保証基金はこれを実施することとしました。

【教育離島特例制度】

教育離島特例制度は、沖縄県内の離島に住所を有する方が、居住島以外の地域の高等学校・大学等に入学および在学するための資金として「国の教育ローン」を利用する場合に、1学生・生徒当たり200万円を限度として、返済期間を18年以内に緩和（通常15年以内）、金利を所定の利率から0.9%控除するものです。

【保証基金による保証】

保証基金は、「国の教育ローン」を利用される方のために、連帯保証人に代わって保証を引受ける機関です。保証基金の保証を利用するには、融資金額（保証金額）と返済期間（保証期間）に応じた保証料の支払が必要となります。保証料は融資金から差し引くため、別途準備する必要はありません。

【保証料の低減】

これまでも、交通遺児家庭、母子家庭または父子家庭の方に対しては、保証料を所定の額の3分の2の額に低減していますが、教育にかかる経済的負担が重い沖縄離島居住者を支援するため、教育離島特例制度を適用する場合も同様に保証料を低減することとしました。

沖縄公庫は、保証基金と引き続き連携し、地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備していきます。

<参考1>保証料の目安（令和2年11月20日現在）

教育離島特例制度を適用する場合の保証料

保証期間 保証金額	10年	15年
100万円	30,942円	46,500円
200万円	61,884円	93,001円

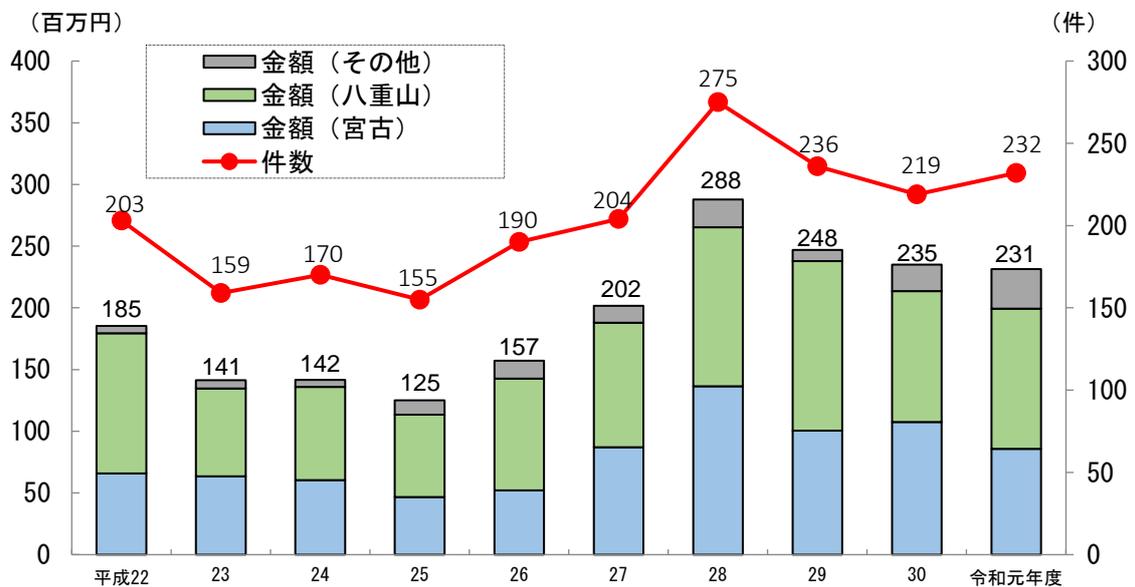


通常の保証料

保証期間 保証金額	10年	15年
100万円	46,413円	69,751円
200万円	92,826円	139,502円

（注）利息のみの返済期間を24ヵ月以上とする場合は、保証料が増額されます。

<参考2>教育離島特例制度の融資実績（直接貸付）



〔問合せ先〕

業務統括部業務企画課 TEL 098 (941) 1740
 総務部企画調整課 TEL 03 (3581) 3242



本件に該当する SDG